

旧緊急時避難準備区域（広野町）から避難し、平成25年8月に帰還した申立人につき、長期間の不在により、家財等にカビが発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用、家屋補修・清掃費用及び除染費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 第1 申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。
- 第2 被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金205万9844円（別紙記載の和解金）の支払義務があることを認める。
- 第3 申立人と被申立人は、別紙イ記載の損害項目につき、被申立人が申立人に対し、金30万円（別紙記載の既払金）を支払済みであることを相互に確認する。
- 第4 申立人は、被申立人に対し、別紙ウ記載の損害項目（除染費用。但し、別紙ウ備考記載の費用に限る。以下同じ。）に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。
- 2 申立人は、被申立人に対し、別紙ウ記載の損害項目に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。
- 3 被申立人は、申立人が別紙ウ記載の損害項目について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報が必要な範囲で提供することができる。
- 第5 支払方法  
（省略）
- 第6 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。
- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- 第7 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月17日

(別紙)

損害項目		期間	金額	備考
ア	家財の買替に係る費用	自平成 23 年 3 月 11 日 至平成 25 年 8 月 31 日	1,608,519 円	
イ	住宅の補修・清掃に係る費用	自平成 23 年 3 月 11 日 至平成 25 年 8 月 31 日	377,825 円	
ウ	除染費用	自平成 23 年 3 月 11 日 至平成 25 年 8 月 31 日	73,500 円	平成 24 年 6 月 20 日株式会社 A による樹木伐採に係る費用

和解金	2,059,844 円	損害項目ア乃至ウの合計額
既払金	300,000 円	損害項目イに係る既払金
支払額	1,759,844 円	和解金から既払金を控除して得た額